

令和8年4月1日申請から補助制度の拡充を行います

# ウィッグ・補整下着等の購入費用 補助制度のご案内

## ～がん患者等の社会参加応援事業～

がん治療等に伴う心理的・経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上や社会参加を応援するため、ウィッグや補整下着等の購入費用を助成します。

<b>補助対象 補整具</b>	<p style="text-align: center;"><b>拡充</b></p> <p>① <b>ウィッグ(全頭用、部分用、頭皮保護用ネット)</b>          ② <b>補整下着等の胸部補整具</b>          ※付属品及びケア用品は対象外です</p>
<b>補助対象者</b>	<p>次の①～③すべてに該当する方</p> <p>①鳥取県に住所を有している方          ②世帯全員の市町村民税(所得割課税年額)の合計額が23万5千円未満の方          ③次のア、イどちらかに該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア がん治療に伴う脱毛や乳房の切除により、ウィッグ又は胸部補整具を必要とする方          イ <b>がん以外の疾病等による脱毛症患者で、ウィッグを推奨する状態であることを医師が認める方</b>          ※性ホルモン(男性型・女性型)や加齢を原因とした脱毛は対象外です。</p>
<b>補助率 補助上限額</b>	<p>購入経費の1/2  <b>補助上限額5万円</b> ※千円未満は切り捨て</p>
<b>申請回数 申請期限</b>	<p>購入日の属する年度の<b>3月末日</b>までに申請してください。(詳しくはQ&amp;Aを参照してください)          令和7年4月1日以降に初回申請される方に限り、①ウィッグ・②補正下着等ごとに補助上限額5万円に達するまで何回でも申請可能です。ただし、申請できるのは初回申請日の属する年度から3年後の3月31日までです。          (※令和7年3月31日までに申請し補助を受けたことがある方は、その1回限りです。)</p>

申請例 (令和8年度中に初回申請する場合) ※令和7年3月31日までに申請し補助を受けたことがある方は、追加申請できません。

		初回申請		1年後	2年後	3年後
		(7年度)		8年度	9年度	10年度
		7/4/1～	8/1/1～	9/1/1～	10/1/1～	11/1/1～
<b>初回申請</b>	申請日(8年度中)		☆			
	購入期間(8/1/1～申請日)	←	→			
<b>2回目以降の申請可能期間</b>		←-----→				
	<b>(初回申請日の属する年度から3年後の3/31まで)</b>					
	9年度中に申請する場合の購入期間		←-----→			
	10年度中に申請する場合の購入期間			←-----→		
	11年度中に申請する場合の購入期間				←-----→	



## ●申請に必要な書類①～④全て ※提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください

① 申請書（鳥取県がん患者等の社会参加応援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)）

② 領収書等(コピー可)

③ 補整具の購入が必要な状態となった原因の傷病及びその治療内容等を確認できる書類(コピー可)

### 【ウィッグの申請】

#### ア がん治療による脱毛の場合

がん治療を受けたことを証明する書類(診療明細書、診断書(脱毛との関係がわかるもの)等)またはがん治療受療証明書(様式第3号)

#### イ がん以外の疾病等による脱毛の場合

補助要件(要綱、Q&A記載)を満たす状態であることを証明する書類(診断書等)または医師意見書(様式第4号)

### 【補整下着等の申請】

ウ がん(乳がん等)の手術療法を受けたことを証明する書類(手術同意書、診療明細書等)またはがん治療受療証明書(様式第3号)

④ 世帯全員の市町村民税の所得割課税年額のわかる書類(コピー可)

※義務教育以下の子供については省くことができます。

※場合によっては、その他の提出書類を求めることがあります。

申請に必要な書類の様式は右記のウェブサイトからダウンロードできます

中部・西部地域にお住まいの方：鳥取県の様式

東部地域にお住まいの方：鳥取市の様式



鳥取県  
ウェブサイト



鳥取市  
ウェブサイト

※申請の際は、「Q&A」を参考にしてください

## ●申請から補助金交付までの流れ

補助補整具のご購入・・・購入時には領収書を受け取ってください。



補助金の申請・請求・・・申請に必要な書類を揃えて、申請窓口へ郵送または持参してください。



交付決定(申請受理後1か月程度)・・・申請内容を審査し、交付決定したときは申請者に通知します。



補助金の支払い・・・交付決定及び交付額確定を行った日から概ね30日以内に、指定の口座へお支払いします。

## ●申請・問合せ窓口

申請書はお住いの地域を所管する保健所に郵送または持参してください

鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-138-4	電話:0857-20-0320 FAX:0857-20-3964
中部総合事務所 倉吉保健所	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2	電話:0858-23-3143 FAX:0858-23-4803
西部総合事務所 米子保健所	〒683-0054 鳥取県米子市靴町1-160	電話:0859-31-9318 FAX:0859-34-1392